

第三十八回国会 衆議院 商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録 第三号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)

午後零時四十三分開議

出席小委員

小委員長 岡本

岡崎 英城君

首藤 新八君

中村 重光君

出席政府委員

通商産業事務官

(企業局長) 松尾 金藏君

小委員外の出席者

通商産業事務官

(企業局次長) 伊藤 三郎君

通商産業事務官

(企業局商務課長) 斎藤 太一君

五月十八日

小委員大矢省三君同月十七日委員辭任につき、その補欠として春日一幸君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

割賦販売法案(内閣提出第四〇号)

○岡本(茂)小委員長 これより割賦販売法案審査小委員会を開会いたします。

都合により暫時休会いたします。

午後零時四十四分休会

午後三時二十三分開議

○岡本(茂)小委員長 休会前に引き続き会議を開きます。

割賦販売法案を議題とし質疑を続行いたします。中村重光君。

第一類第九号(附属の三)

商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録第三号 昭和三十六年五月十八日

中村(重)小委員 第七条の所有権の留保に関する推定でお尋ねします。先般の委員会でもこの問題に対しては触れたのですが、所有権の留保の推定というものは、これも訓示規定になっておるようでありまして、特約というものが販売側と購入者の間に推定をしないというように行なわれるという事になります。もしもこの留保の推定というものは効果がない、こういうことになると思うのです。根拠というものはどこにあるか、疑問があるわけです。これは合法であり、合法でないというふうないろいろな学説もあるという事でありまして、また実際問題としても効果というものはきわめて薄いのではないか、そういう感じがするわけですが、これに対する局長の法的な見解、また現実の問題としてこういうことがどれほどの効果というものを現わすという考え方を持っておられるのか、まずその点を一つ詳しく聞かしてもらいたいと思います。

○松尾政府委員 所有権の留保の推定規定は、今お話がございましたように、文字通り推定規定でございますから、当事者間に特別のことがなかった場合、そうして現実何らかのトラブルがあった場合に、一応第七条の規定によりまして、販売業者の方に所有権が推定されますので、その場合にそれを否定しようと思えば、購入者の方でその反対の立証をしなければならぬ、法律の形ではそういうことに相なるといいます。従来の実情では、御承知のように、現在行なわれております割賦販売の約款で、かなりあるいは相当程度、所有権留保の約款を入れておるものが多いわけでありまして、そういう意味から言いますと、すでに約款でそこをうたっておるならば、それでそれ以上のことを法律でせよということも考えられないではないかという事も考えられるのでありますけれども、私どももその点は検討いたしましたのであります。実際には、場合によりまして契約書を全然作成していない、あるいは契約書の中に所有権留保の規定を入れていないものも若干ございます。そういう場合にむしろいろいろなトラブルが起りやすい、またその起った際の念のため規定を申しますか、としてこの第七条を用意することが適当であろう、こういうことでこの推定規定を入れたわけでありまして、従いましてこの規定が常にその効果を發揮するとは思いませんが、全体のこの法律が売り主、買い主間のいわゆる調整を主として、このほかの規定は大部分が消費者保護の規定でございますが、売り主の側におきまして、万一よく事例にありまじうな悪意の購入者がおつて、そのために思わぬ損失を売り主側にこうむらせますれば、それがひいては善良な消費者に回り回って迷惑をかけるということがあるようにという意味の調整規定として、この第七条の推定規定を用意したわけでございます。

○中村(重)小委員 この所有権留保の推定の規定を入れていない場合に非常にトラブルが多いのだ、こういう御説明だったのですが、これは観念的じゃないに、実際に局長がその体験の中から申すことは商売人でないあなたに対しては御無理ですが、いろいろな意見を聞いてそのようにお考えになつておられると思いますが、何かの統計からそういう判断をしておられるわけですか。

○松尾政府委員 この問題について特にそういうトラブルがどのくらいあるかというふうな統計はおそらくないと思います。私どももそういう意味で、この推定規定を入れるというふうなことはなかつたのであります。現実問題として今申し上げましたようなことが起り得る——あるいは観念的ということになるかもしれないが、この法律が全体として起り得るようなトラブルをできるだけ防ぐ、法律的にはおのずから限界がありますけれども、できるだけそういう気持で立案されておりますので、統計上どうこうという事ではございませんが、こういう推定規定を用意しておくことが適当ではなからうかということでありまして、

○中村(重)小委員 今局長の御答弁の中に非常に観念的だというふうに思われることは、売り主と買い主との間にトラブルが起る。そういうことが焦げつきであるとか、あるいはいろいろな形において売り主の損害がかさんできた。そういうことが回り回って善良な買い主の負担がそれだけ大きくなつてくるのだ。こういうことなわけです。それは私もそのこと自体は認めます。結局それだけ利益がない。損害を売り主の方がこうむつてきたことになる。何らかの形で売り主は事業の経営をやつていかなければなりませんから、やはり二割の利をかける場合には二割三分なり二割五分の荒利をかけていかなければならぬ。こういうことになつてくるわけです。しかしそういう形ですべて所有権が留保することが常識であるものを、所有権の留保の推定をしておくことが、そうしたトラブルを残さないことになるのだという一面解釈だけで、この所有権留保の推定をするということには無理が出るのだ。またそうした売り主に対するところの損害が生じてくることは、所有権の留保の推定というもののみからとるのではなく、実際は業者が信用調査の問題だとか、あるいは業務運営上の拙劣の問題であるとか、いろいろな面からそういう形が出てくると思う。ですからこの種の法律をお作りになるときに、あまり無理なことも何かひつけて作つておつたならばいいだろう、そういうことであまり無理な形で法律を作つていくことは、かえつて逆効果が生まれてくるのではないだろうか、私はこう思う。それで実際問題として私は申し上げますが、こういう所有権留保の推定をしておくことは、売り主の方ではこの当該の品物は自分の方にあるのだ、

購入者側の方に移っておらぬのだ。こういうことで購入者側の心理的な関係を利用してその集げつきを少なくしていく。こう、こういうことを効果としてねらうと思うのですが、反面それは売り主の側に対して非常な信用調査の欠陥という形が生れてくる。この品物は所有権の留保をしていけるのだ。販売者はこういう心理的なものがあるわけだ。そういう場合には信用調査もおろそかになる。そうして簡単に物を売るといふ形が出てくる。そこで売上高はかさんで参ります。これに反比例して、先ほどあなたの御説明のようないろいろなトラブルが起ってくる。そういうことがむしろ焦げつきとかなんとかという形のもの大きく出して、その結果が善良な販売者に対して迷惑をかけることが起こってくる。ですから今あなたがこの所有権留保の推定という形で考え方としてお述べになりましたことは、実際の効果としては逆の結果が生れてくるのだ。そういうことでなしに、むしろ売るときにこの品物は売ったのだ、所有権はここで移ったのだ、自分は売掛代金の回収をしていかなければならぬのだ。従ってこの回収がスムーズに行なわれるように十分な調査等もやっていたいかなければならぬ。こういう考え方の上にこそ問題が起くるのが未然に防止される。売り上げ成績はいわゆる優秀な形において伸びてくる。そう思う。またそうすることが法的にも疑義が起こってこないし、そういうなおな法を制定していく、そういう条文を作っていくことが、私は一番大事な点ではなからうか、こう思う。そういう

う点はどうですか。
○松尾政府委員 今お話のございました点は、実際の割賦販売が行なわれた場合の実情がものをいうと思えますが、売り主の側におきましてはおそらく割賦販売をやった最終的には所有権が自分の方に留保されているから、いざという場合には取り返しができるからというように、そういう安易な考えで信用調査を怠ったり云々ということはない、私はどうもそういうことではないと思えます。と申しますのは、なぜかと申しますと、実際にはたいてい所有権留保の取り返しをいたしても、一たん販売されればその品物は当然いわずに中古品になるわけでありまして、売り主の一番願っておりましては品物を取り戻すことではなくて、代金回収を円滑にやって要するに割賦で物を売るといふことにあるのでありますから、所有権留保のことが売り主側の不安な売り方を助成するだろうというところは、私はそういうことはあまりならないだろうと思えますけれども、かりに売り主が所有権留保の規定のゆえに、安易な物の売り方をいたしますと、所有権留保の規定があるからといって実際に物を取り返すというにつきましては、もちろんそれは法律の規定によりまして所有権は自分のものであるからというこの強味もありませんけれども、品物を取り返すこと自体にも、かりに相手の買い主がいわゆる善良な者でない場合には、所有権留保の規定だけでは安易に物を売っていいほどの十分な保護であると考えられないのではないかと思います。もともとこの所有権留保の規定の一番効果がありそうだと思うのは、非常に悪意の買い主が物

を受け取って代金を、頭金その他若干のものを払ってすぐに転売をしたりその他やるいわゆる詐欺的な問題がしばしば起こつておると思えます。その場合に所有権留保の規定が法律で明らかにされておきますと、その場合には当然横領その他の刑法の規定が働いてくるので、そういう悪意の買い主に対する保護ということが、この所有権留保の規定の一番のねらいでありまして、代金の支払いが滞って云々という場合には、所有権留保の規定云々よりは前にございまして契約解除の手続を踏んで、順次物を取り返すということに相なるわけでありまして、そういうことから考えますと最悪の場合に、この規定が効果を發揮することがあるという、そういう用意の規定をここに掲げた次第でございまして。
○中村(重)小委員 今の局長が御説明になった非常に悪意な購入者があるのだ、いわゆる詐欺的なもの、そういうものは所有権留保の推定というようない形で救済されるのではなくして、取り込み詐欺というところで当然これは刑罰に触れるのです。ですからそういう悪意なものを対象として所有権留保の推定をされるというならば、これは少数な悪意者のためにむしろ善良な買い主の心理的なものに非常に影響を与えてくると思うのです。そういう面から所有権留保の推定をお考えになったとするならば、これは当を得ていないのではないかと。とにかく売り主と買い主との関係というのは、割賦販売によって実質的に所有権は移転するわけですから、そのことはお認めになるでしょう。どうですか、いわゆる貸借関係は

なくなるということですか。
○松尾政府委員 動産の場合に売買契約が行なわれますれば、その場合に代金債務が完了しなくても所有権は動産でありますから、物の占有が移れば同時に所有権も移るのではないかと、従来の法律解釈としてはそういうふうな言われておるようでありまして、従来私どもの調べました範囲では、その点は必ずしも解釈が統一していないようであります。これは私どものたまたま調べました例によりまして、所有権留保の規定を置いておるのは——これはむしろそういうものがなくとも、代金債務が済むまでは販売者の方に所有権は常に留保されておるのであって、そういう所有権留保の約款は、ただ購入者に代金支払いを促す意味の単なる例文にすぎない、そういう判例もあるようでありまして。そういうことから見ますと、この点は法律解釈としては必ずしも統一されていないと思えますが、常識的には普通所有権は代金債務が済んでいくとも購入者の方に移るといふに言われております。解釈上必ずしもはつきりしたものがございまして、ただ、トラブルの場合を想定をして、特約がなければ最終的にはこの推定規定がありますよという意味の、万に備えての意味であります。
○中村(重)小委員 全く今の御答弁の通りだと思ふのです。法的根拠もさわめて希薄である。ただ従来の例として、割賦販売が行なわれたときに特約というのがある。そして所有権留保の推定というものがその特約の中に入っている。そういうものでないものもあるということですね。その売り主と買い主との間に契約が行なわれた、それ

は法的にも常識的にも妥当だというううには、おそらく政府としてもお考えになっておられないと私は思うのです。契約の中に非常に過酷なものがあるから、取引秩序の公正をはかるためこの法律をお作りになり、そしてこれに反するようないろいろな特約があつても、それは無効として否定をしていくということですね、この説明の中に含まれているのは。だから、今まで一つの例として行なわれてきたことは、これが正しいのだという考え方の上にお立ちになつておられないと、まあそれは正しいものもありました。でも、正しくないものも非常に多い。であるならば、従来やつておつたからこれはやはり推定という形をとっていくのだというお考え方は、私は正しくないと思うのです。それで、確かに売買された代金の支払いが完了しない場合でも、その所有権は移つていったという見方が常識的であり、また法の建前からいってもそうだし、お考え方であるならば、やはりそういうふうな法律を作っていく。そして売り主を救済することは、諸外国の例を見てもいろいろあると思ひます。いわゆる当該物品を担保に提供する、そしてこれが遅滞したならば直ちに契約の解除をする、そして取り戻し権を發動してこの品物を取り戻す、こういうような効済の方法もあるわけなんです。これはアメリカにおいても、ドイツにおいても、その他の欧米諸国においてもそういうことが行なわれてきている。ただ所有権の留保の推定をやっているのはイギリスにすぎません。しかしこのイギリスでも選択権付の貸借借法という法律があるわけですよ。とこ

るが、今あなたの方でお作りになったこの法案の中には、そういう質貸借的な形をおとりになっておられない。売買という形式をお取りになられながら、ただ所有権だけを留保する、こういうことをやろうとしておる。ここに私は問題があると思う。どうですか、これを貸借関係というふうに解釈しておられるのですか。

○松尾政府委員 もろろん貸借関係でございませぬ。文字通り売買契約でございませぬ。

それから今お話の中で、現在行なわれておるいろいろな取引慣行、約款、そういうものの中で消費者のために不利なものがあるというの、この法律のおもなねらいではないかという御意見だと思ひますが、私の申しとおるのもその通りでございませぬ。ほかの条文も、現在行なわれておる大部分の慣行、約款の中でも、消費者のためにあまり不利なものは直すという意味もあるものであります。しかし所有権留保は、これは先ほど申しましたが、大部分の場合に約款がありまして、一応取引慣行の相当部分を占めておると思ひますが、この部分につきましては、もともとこの割賦販売の目的が、買い主の方は物を買って手に入れる、それに対して代金を払う、売り主の方は物を売って代金を取るということが割賦販売本来の契約当事者双方の一番望むところであるわけでありませぬ。従いましてそういう契約の両当事者が一番望むところに従つて判断いたしますと、売り主の方に所有権が留保されておりました、実際上要するに契約解除とかなんとかいうことを望むのでない限りは、この所有権留保の規定を売

り主が不当に乱用して品物を取り返そうとかいうふうになるはずはない。むしろこれによって本来の目的通り、買い主の方も品物を取ると同時に代金を払うということ、よけいはいつかり自分の方でも考えるであらうということ、この慣行に関する限りは、両当事者間の意思に反して、特に買い主をいじめるといふようなことにはならないであらうというの、私どもの現在まで考えておるところでございませぬ。

○中村(重)小委員 今のような考え方から、この法律の所有権留保というところを考えたのだとおしやるのです。私は法律というものはやはり合理的な組み立て方でないといけないと思うのです。所有権留保の推定をなさるならば、これは英國式の選択権付質貸借法という形式で、やはり一応そういう契約を踏まえて、それが履行されない場合に初めて品物を取り返し、そしてこれは質貸借にして初めて使用料というものがあるのですからその使用料を払わねば、そういう形式をおとすにしなければ、アメリカであるとかドイツであるとかスイスであるとかその他の諸国でやつておるやうに、売買と同時に所有権も直ちに相手方に移る、それと同時に販売者側を守るためのいわゆる担保形式の権利を留保しておいて、そしてこれを履行していく、こういうような法律をやはり合理的にすなわち形でお作りにならぬと——あなたの今のお考え方は、何かひつかりをつけてそれが心理的に効果があつてそして問題が起らないでいくだろう、こういうことは個人対個人の場合にはわかりませうけれども、少なくとも法律という形でいく以上は、私はたゞいまの御

説明は妥当でないのじゃないか、そう思うのです。だからして、割賦販売が非常に進んでおる欧米諸国の販売法を見ましても、私がたゞいま申し上げておるような形の法律ができ上がつておるのです。そのいづれもおとりにならないで、今この種の法律をお出しになる。ちやうどそのまん中をいったのが非常に合法的であればよろしいのですけれども、非常に無理がありますから、これは私どもは審議をする上に法的にもどうだろうか、あるいは実際上もどの程度の効果があるだろうかというところ、大して期待できないものを、無理してこれを認めるということ、は、どうしてもできないと私は思うのです。

そこでお尋ねするわけですが、今あなたは、非常に悪質な購入者があつた場合には、横領罪とかなんとかに問われるのだ、こういうことをおしやつたのですが、それは私が申し上げたやうに、そういう悪質な者は取り込み詐欺という形において処罰される、刑法に触れるのだ、それはお認めになると思ふのです。そこでそういう悪質な人でない購入者、そういう人はまたま自分が物を買つたという考え方を保持していますから、その品物はどうも自分には好きじやない、あるいはどうも不要になつた、こういう考え方で人に物を売つてしまつた。これは決して横領罪にならないのです。払うという意思があつた以上、犯罪にならないのです。そういう犯罪は意思によって構成するのです。ですから、今あなたがお考えになつていらっしゃる横領罪という形が必ず起つてくるのだから、それによつて守られるのだということは、私

は決してそういう形にはならぬと思ふ。

それから今度は、その品物を買う人、その人が売る人間とぐるになつて物を売買しておらない以上は、これは善意無過失で、第三者が購入者からその品物を買つた場合は、この品物は取り返しはきかないのです。そうでしょう。それはお認めになるでしよう。

○松尾政府委員 その通りです。

○中村(重)小委員 それならば、この法律によつて、どこに販売者が保護され、その利益を守られるという道がございませうか。少なくともそういう悪質な人間はちゃんと心得ていますから、自分が罪になるやうな、私は悪意でこの品物を買つたのだと言ふ人はおられません。いや、私は払う気持でした、どう言つて、必ず言ひのがれをする。

ですからこれは法律上から言つても無理があるし、また實際上、法的な形においてそういうトラブルが起らないやうに押えていこう、こういう考え方を保持しているとしても、その効果はない。むしろ私が冒頭に申し上げた、売り主の心理的なものがわざわいをしてくる。この品物はとるのだという予定を初めからして、物を売るときは、物を売つたけれども払わないとき、物は取り戻しがきく、この所有権の留保というものはしてあるのだからというところは、人間である以上、そういう心理は動きます。そういう心理の動きは、物を売るとき、どうしても断卒になつて参ります。そうすると、その販売高が非常に増して参りました、業績は上がつて参りますけれども、これに

反比例して、そういう問題が起つてくる、こういう形が出て参ります。

それからもう一つ非常に大事なことは、物を取り返す場合の自力救済の問題なんです。所有権は留保されているのだ、相手はどうしても払わない、この品物は取り返さなければならぬ、こういう最悪の事態が必ず起つて参ります。そういうときに、取りに行つたら相手は渡さない。そこで主人だけが行けばいいのですが、番頭さんなんか、あの品物を取り返してこいと主人に言われると、これは取り返してこなければ、帰つたら主人からしかられるのだというので、相当無理をして取り返そうとする。相手はやるまいとする。そこで実力の行使というものがそこへ起つてくる。非常に社会問題になるという危険性すら出てくるのです。そういうことが一つ問題です。

それからもう一つは、取りに行つた場合に主人はいなかつた。奥さんとか子供がおつた。そういう場合に、こういう契約もあるのだ、これは法律上こういうことになつておるのだと、いろいろとその奥さんに言つて、この品物は当然取り返すのだ、こういうので有無を言わせずに物を取り返してくる。そうすると、そこにまた問題が起つて参ります。その家庭内にも、何とも言えないような陰惨な問題も起つて参ります。ですから、こういう所有権の留保の推定というのを、何か観念的に、購入者側が、これは自分のものじゃない、払うまでは販売者側のものだからというやうな、そういう心理的な効果があるのだという、そういうことだけお考えになつて、こういう無理な法律をお作りになると、いろいろ問題

が起つて参ります。百害あつて一利なし、極端に申し上げると私はそう考へております。そういう点はどうなんですか。

○松尾政府委員 今の取り返し云々の、最後にお話のあつた点でございしますが、これは現在制賦販売に従事している人たちが、いわばいずれも制賦販売の商人でありますから、たゞい所有権が留保されておつても、何れ他人の家にみだりに立ち入つて取り戻す権利があるわけではございません。従いましてそういうことは、悪質の購入者との間にトラブルがある場合は別といたしまして、通常の場合に、いわゆる制賦販売業者が、所有権留保の規定を振りかざして、お客さんのうちへ立ち入つて、物を取り返すというふうなことをもしやりますれば、それ自体がいゝゆる家宅侵入の問題になりますから、そういう点は制賦販売業者は、十分心得て現在もやつておると思ひます。従いまして、そういう事態に對して所有権留保の推定規定云々ということと比べて、やはり先ほどから申し上げておりますように、通常の契約約款にない場合に、もしトラブルがあれば、いやそれは通常約款にある場合と同じように、やはり所有権は留保されているのだということで、できるだけトラブルを防ぎたいということにとどまるのであります。現実これに取戻し権の行使とかいうような問題は、この法律の効果から必ずしも出て参りませんし、制賦販売業者も商人である以上は、その辺はよく心得ておるはずであります。

○中村(眞)小委員 悪質な者なら別だけれども、こうおっしゃるわけでは

が、所有権留保の推定をしたという、この効果を發揮するのは、これは相手方が金を払わないという際品物を取り戻す、こういう最悪の事態のみしか効果は現われてこない。いわゆる善良な人ということになりますか、そういう人に対する心理的な効果は、物を担保にしたというふうな形だけでも効果はあるのです。何も所有権留保の推定というふうな形でなく、法的にも無理がない、常識的にも少しも無理がないという、いわゆる買つた品物は担保になつてゐる、お金を払わなければ、この品物は当然返さなければならぬのだ、このことが善良なる人の心理的效果は十分です。私はそれを申し上げるのです。トラブルが、刑事事件とかいふような形で発展しなくとも、要するに民事の問題は民事で解決するやうな、そういうすなおな法律を作つておく方がいいのだ、こう申し上げてゐる。これは皆さんもお聞きでございます。また懇談の機会もございしますから、十分あとでお話し合ひをいたしまして、この問題に對しては、私の言ひの間違つてゐる、無理があるというところであるならば、これは原案の通りなると思ひますけれども、あとで話し合ひをして、この問題に對しては、適当な、修正なら修正という形にいたしたいと思ひます。

○笹本小委員 今局長より答弁があつた、これによつてトラブルが起きた例がたゞさんあります。今のような問題で、今までの制賦販売の実績の上には……

○松尾政府委員 具体的な場合の統計資料があるわけではございませんが、制賦販売について、代金支払い、ある

いはものの取り返しというふうなことで、従来にもそういう例がしばしばあるというところは聞いておりますが、特別の統計資料的なものはございせん。

○笹本小委員 これは販売上の契約はどういうことになつてゐますか。これは規則があつても、やはり月賦販売者として購入者との間に契約があるわけでしょう。この契約がこれを裏づけてゐるのだ、これは最悪の場合の規定であつて、その間に両方で納得いくなら契約があるでしょうが、そういうような何か参考になるものはありませんか。

○松尾政府委員 契約約款に、所有権を留保するというのがあるのが大部分の場合でございします。必ずしも契約書をかきません。必しも契約書から、まれには約款のない場合もあり得るわけでありまして。

○中村(眞)小委員 先ほど小委員長にお断わりいたしましたように、実はきょういふんいるいるな会がつかえておりますので、これで打ち切らしてもらいたいと思ひます。

○岡崎小委員 私、実は順序不同になるかもしれませんが、三十条の条章の件について、三〇条ねしたいのです。この商工委員会調査室から出したあれにもある昭和三十三年の二月一日に産業合理化審議会の流通部会が出した「制賦販売に関する取引秩序法の作成について」という答申案の中に、「チケットの譲渡および質入の禁止」と「制賦販売あつせん業者の登録」というふうな意見が出てゐる。これはいろいろこの法案を作られる前の参考の部会等の、有識者が集まつた会だと思ふのですが、それがそういう答申をし

てゐるのに、この三十条の条章では、譲渡や質入をすることとはちつとも禁止してない。「何人も、業として」云々と書いて、チケットを業として受け取ることを禁止してゐる。ですから、チケットを譲渡したり、質入をすることに対してはどういうふうな考へを持っておりますか。

○松尾政府委員 答申中の表現は法律的なきちんとした書き方をいたしておりませんが、譲渡、質入禁止——買つたものの一つの証票であつて、それを譲渡、質入をしようとする、転々流通するやうな性格のものではない。そういう転々流通するやうなことはやめさせなければならぬ。こういう一般的な表現になつておるのですが、その場合、チケットを譲渡するあるいは質入を禁止するというのが一番徹底した方法であると思ひますが、譲渡、質入の場合にも、たとえば友人間で、あるいは親戚の者同士で、自分がチケットを持って買ひに行くかわりに、これをあなたにやるから買ひ来てという場合でも、厳密に言へばやはり譲渡、あるいは譲渡の場合は質入れというやうなこともあるかもしれません。そういう個人間のものまで禁止をして云々というところは、法律としてはあまりにも行き過ぎであらう。また、答申にもそういうことまで云々する意味でない、譲渡、質入れというやうなことに對して、この法律に書いてありますやうに、そういうチケットの譲渡、質入れ等が営業目的でしなれば行なわれることになりまして、相当範囲が広くなり、弊害も大きくなるので、最大

限度その辺だけを押えておけばよいというところで、法律に直しますと、業としてやる場合だけを押えるという表現になつてきたわけでありまして。

○岡崎小委員 そうすると、チケットだけ集めて金融することを業とするというところに局限すると、普通の質業として通す場合はどうなんですか。

○松尾政府委員 チケット金融を専業としておこなうことも、兼業としてであつても、要するに業として質利の目的で繰り返しやりますれば、当然これにひつかかつて参ります。

○岡崎小委員 たまたま一ぺんくらい持つてきて、それをちよつと金融したというのはいかまわらないですね。

○松尾政府委員 一ぺんくらいという表現でありますけれども、今例におあげになりました、たとへば質屋さんはものを担保にとつて金融することを本来業としております。その質屋さんがチケットを質にとつて一回でもやりますれば、これは質屋さん本来の営業形態から申しまして、一回しかやらないことは言ひ切れなないと思ひます。これは實際問題として、最終的には裁判の判断だと思ひますが、私ども常識的に考えますならば、本来そういう営業行為をやつてゐる質屋さんでありまして、やはりひつかかると思ひます。

○岡崎小委員 この制賦販売のあつせん業者は、今までも委員会と同僚委員からいろいろ御質問があつたかもしれませんが、こういうチケットを發行するからいろいろな形態が起るのであつて、月賦販売自体は、ものがあつて月賦販売があるのです。あつせん業者が証票を出すということからこういうこと

が起くるのであって、健全な月賦販売からいったならば、購買力をそそるといふようなことが健全な月賦販売の業態ではないかと思ひます。あつせん業といふものは世界の各国にもあるのですか。

○松尾政府委員 現在日本で行なわれておりますチケットと全く同じものという意味では、世界各國に例があるといふことは承知してあります。しかし、消費者金融の形として最近特に行なわれておりますクレジット・カードは、実質的にはチケット販売に近い内容のものを有していると思ひます。チケット販売とクレジット・カードが違ひますところは、クレジット・カードは、その代金の取り立てを分割しない一回にまとめてしまひます。チケットの場合はそれを分割してとるといふところに特色があります。日本特有な月賦とクレジット・カードとの結びついた形といふふうに考えられるではないかと思ひますが、日本にはこれが自然発生的にといひますが、戦後の現象として現在相当広く行なわれている。それ自体私どもは弊害があるとは思ひませんが、それと付随して今の金融その他で本来の用途以外にチケットで金融がつく。そのためにチケットを發行しては、そのために当面の金融をつけてもらうといふようなところまで参ります。これはやはり弊害があるのではないかと、そういうことも審議會、流通部会ではいろいろ論議がありまして、そういうふうなきまつたわけでありませう。

○岡本小委員 私は今座談したいな小委員会だから感じをちよつと申し上げるのですが、割賦購入のあつせん業といふものを認めて証票を出していくといふことは、その証票を農林省なら農林省の役人にのみ出すとか、あるいはどこかの会社に出すといふふうにして出して、そしてやつて、買わせて、それを融通しているように思ひます。それで融通してあらゆる中小企業の商品なんかにのみ加入させる。私も自分の選挙区の中にそういう業態があるので、その実情を若干知つておりますが、そうならば自然、その札を持てば、困つた人はその札を金にかへようとする。これは人情だと私は思ひます。大体そういうふうな状態であれば、こういうものを質入れしたり、あるいは金にかへたりといふようなことが起くると思ひます。月賦販売の実態からいふと非常に不健全な状態ではないかと思ひます。今の日本では月賦販売あつせん業の人の登録というだけのことにしてやつていけるように思ひます。この点をもつと制肘を加えてよくしなければ、証票を譲渡した者を罰するとか何とかいひつてもなかなか跡を断たないのではないか、私はこういうふうな懸念するのですが、当局のお考えはどうですか。

○松尾政府委員 チケットの發行者に對しましては、この法律の内容にうたつておりますように、登録の際には資産その他の内容を見ていわゆる制限登録をいたします。実際の事業の資産等につきましても、その後事業の資産が非常に悪くなれば、この条の格好にありますが、その重要な制限を受けております。と申しますのは、割賦販売あつせん業者の資産状態は、そのまま割賦販売加盟店に對する支払い能力と關係がございまして、そういう意味

でかなり嚴重な制約を受けることになつておられます。問題は、今お話ししたとおり、その發行されたチケットというものは、割賦販売あつせん加盟店に對して、片方に割賦販売あつせん業者の資産その他について監督が行なわれておるから、そのチケットは十分資金の裏づけのあるチケットである。従つて加盟店に行けば問題なく購入する能力といひますか、価値のあるものであるから、そういうものであつせん店に融通する、むしろその方が便利ではないだろうかといふこともある。これは考えられるかとも思ひますが、もとよりこのチケットは本来チケットを發行してもつた購入者が物を買つたためのチケットである。實際には、御承知のように購入者は、加盟すれば會員証が渡されておられますが、買つた後に記名捺印をしなければならぬわけでありませう。記名捺印して、會員証を見せ初めてそのチケットで物が買えるという仕組みになつてゐるというところは、そのチケットは、あくまで自分は将来割賦販売あつせん機關を通じて代金の分割払いをいたしますといふことを立証するいわば証票ではない。しかも本人がそういうことを立証する証票であるといふふうに法律上の仕組みでは非常につきりいたしておられます。それを他人が譲渡されて、その人は會員証をどうするの、判ごをどうするの、サインをどうするのかわかりませんが、そういう形で使われることは確かに不健全な形であるわけでありませう。それも友人からいへば、これはまだ見のがせると思ひますが、いつでもチケットを買

います、いつでもチケットで金融をいたしますといふことで、片方に営業が行なわれておられます。そういう不健全な形を非常に助長することになります。現実にそういう形で買ひ取られたものは質流れになつたチケットを、一括買ひ取るブローカーもあるといふ実情もあるようでありませう。そうなりますと、いよいよ本来の目的を離れて、いわば転々流通する貨幣類似証券ではないかといふようなことも流通部会で相当議論されて、大蔵省の見解をただしまして、これがかりに転々流通すれば貨幣類似のものになる危険が相当あるといふようなことも、大蔵省の見解として披露されました。そういうことを考えますと、少なくとも業としてそういうことをやられることは、やはりまずいといふことで、こ

ういう条項を置いたわけでございます。

○岡崎小委員 当局の御説明で御趣旨はよくわかりましたが、今まで特別な法令もなくこういうふうによつてきて、そしてあつた状態なんだから、それを業としておつた――質屋さんあたりが相当多いらしいのですが、それらの人が前の問題を整理したり何かするについては、ある程度の期間を置いてこれを實施していく、その整理をびしつとやらしてやつた方が経済の混乱を来たさないで済むのではないかと思ひますが、そういう点についてはどういふお考えですか。

○松尾政府委員 この法律の施行期日は、公布の日から六カ月をこえない日に施行するといふことをいつております。従ひまして、およそ六カ月の猶予期間は現在のあれでもあるわけでありませう。現在チケット金融の行なわれておる場合に、そのチケット金融がなくなつて、大体この六カ月なりなんんりの経過期間内に現在貸してあるものが回収できないといふような事態になりますと、これは確にお話のように、現在行なつておる者が不測の損害をこうむるのでありますから、そこは十分考えなければならぬと思ひますが、私どもの調査では、大体チケット金融の金融の場合には、一人当たり、いろいろありませうが、平均五千円くらいだといふ資料を持っております。一人当たり五千円くらいの回収であれば、大体六カ月くらいの期間があれば、これをなすに返してしまふといふことが一応できるのではないかと。これはいいことではありませうが、かりに回収ができなければ従来のものをブローカーに渡すといふことで回収し整理してしまふということも、六カ月くらいの猶予期間があればできるのではなからうかといふことは考えております。しかし、最終的には、これを將來とも認めるということには、どうも今の実情ではまずいのではないかとと思ひます。

○岡崎小委員 大体今の局長のお話で実情は了承しましたが、どのくらいの期間で正常の状態に戻せるかといふことについては、懇談の席でいろいろお話し合ひをして、私も調査をいろいろ検討してみたいと思ひます。以上をもつて私の質問を終わります。

○岡本小委員 速記をとめて。

〔速記中止〕

○岡本小委員 速記を始めて。板川正吾君。

なことはありませんか、どうですか。

○松尾政府委員　東京のある大きな千
ケット発行機関で別会社を作つて、そ
こでいわゆる信用組合的な機能で千

ケットで金を貸しておいたという例が、かつてはあつたようでございます。しかしそれはよほど以前にその制度をやめまして、現在は普通の証書で金を貸しておるようになります。

○板川小委員 陳情書等を見ますと、この人たちが言うのには、勤労者には金融機関がない。しかし金がぜひ必要だという場合もある。チケット金融が一つの勤労者の金融の役割を社会的に果たしている。決して有害の面ばかりではない、こういうことを強調しておるわけです。たとえば一万円に対して質屋へ品物を持っていった場合には、新品でも三千円しか金を貸してくれない。またチケットで買った物を売った場合には、一万円の物が四千円ぐらいいしか売れないだろう。チケット金融だと手取りが先ほど局長は七割と言ったのですが、これでは八割五分、八千五百円貸すのだ。そういう意味で勤労者の公営質屋もない、労働金庫も利用できない、こういう人たちは一つの役割を果たしておる。だからあまりいいじめないでくれということもなると思ふのですが、こういうことを言っておる。これに対してどういうことを考へておられますか。

○松尾政府委員 現在行なわれておりますチケット金融の具体的な事例を全部当たってみますれば、おそらく今例にあげられておるようなものもある程度はないと、断言はもちろんできないわけです。そういう意味では便利ではないか、こういうことでもあると思ひますが、しかし同時に便利であるだけに、必ずしもそういう不時の疾病その他のような意味でなくて、要するに物を買うためのチケットを、金を借り

るためのチケットである、金を借りたからチケットを発行してもらうというところに非常に流れやすい。結局今のお話のところは、私は全然それがないという否定はできないと思ひます。しかしそういうことのためにむしろ弊害の多い面を、この際不健全な制度がそのまま認められていくというわけにはいかぬだろう。消費者金融の道は別途考へるべきである。法律の全体の考え方を見ますと、そう考へざるを得ないのではないかと思ひます。

○板川小委員 もう一点。この人たちの気持ちを申し上げると、チケットを譲り受ける者ですね、われわれ業者に対してこういう禁止の規定は過酷じゃないか。善意の第三者だ。本来からいえば、持っている物を質入れなりではないか。そういう禁止をするべきではないか。それには触れないで、業者だけをこういうように取り締まるのは過酷ではないか。たとえば恩給法の場合なんかでもそういう扱い方をしていないではないか。法の前に平等ではない。こういう主張をしておるのですが、これに対してどういう局長のお考えですか。

○松尾政府委員 チケット金融の場合に、実際にこの法律の禁止なり罰則を受けますのは、先ほど申しましたように、そういう不健全な取引関係、金融関係を業としてやられますことは困ります。現実にある人が先ほどの例ではございませうが、自分の家族の突発的なことのために、現在たまたまチケットを持っておいた。そのチケットを提示して親戚なり友人に金融を頼むという程度のことであれば、これは別にそこまで追つかける必要はない

と思ひます。しかし業としていつでも買います、いつでも金融いたしますというところで、大つぱらに行なわれていると、たまたま困つた場合に現在持っているチケット、本来家計が困ることをご想像すれば、そういうチケットを買わないであらう。しかしすでに買つておいたチケットで金融をつけたというふうな場合ではなくて、もともと何らかの必ずしも不健全な用途でないために金がほしい、そのためにチケットを発行してもらいたい、いつでも買います、いつでも金融をしますということにいつでも行ける。そういうことだけは防いでおく必要があるのではないかと、確かにチケットを質入れして金融を受けるその人の方は正しいのかという点になりますと、もちろん正しいのではないかもしれせんけれども、決断はいいことではないかもしれませんが、法律制度ということになりますと、営業としてやるような特に影響の大きい場合だけを制限しておくことになるのではないかと思ひます。

○板川小委員 こういうのですよ。金融業者を取り締まるのに、割賦販売法で取り締まるのはどうも片手落ちじゃないか。それはたとえば大蔵省の金融何とか業取り締まりとか何かの法律で取り締まるならそれはそれでいいが、割賦販売法で金融業者の方を取り締まるというのは、法の立て方として不合理じゃないか、こういう主張をしているのです。たとえば恩給の質入れについてはこれと違う制限をしておりますね。その間のことを不合理だと言っているのですがね。

○松尾政府委員 割賦販売法は本来割

賦販売に従事する者及び消費者との間に秩序立てることが、第一の目的ではございませうが、しかしそれに付随的に割賦販売の一つの形態であるいわゆるチケット割賦販売が行なわれております際に、そのチケットについて不健全な取引を助長するような制度が現実にあるものでありますから、法律体系とすれば、それはそれで別途の法律でやるということはもちろん考へられると思ひます。しかしやはりチケット割賦販売の健全な成長のために、そういうわき道から不健全にされるということを防いでおく必要があるというので、ある程度便宜論もありませんが、便宜こちらの法律で、一緒にやっていくということに相なっております。

○板川小委員 この点、三十条については岡崎小委員の御質問がありましたので関連して申し上げますが、これはこれでけっこうです。また他の項で質問したいと思ひます。

○岡本小委員 本日はこの程度にどうも、次会は明十九日金曜午前十一時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和三十六年五月二十二日印刷

昭和三十六年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局